# 「いじめ自死事件をもう起こさせない あいち民研からの提言」

2022年 12月 1日

#### はじめに

- I 今日のいじめの特徴は−正しいいじめ認識を
- Ⅱ いじめを生まない、減らすポイントー学校・教師への提案
- Ⅲ いじめをなくすために学校に人とゆとりを-教育行政への要望
- Ⅳ 子どもが大切にされる社会の実現を

# はじめに

名古屋市ではいじめが関係すると思われる中学生の自死事件が相次いで起きています。そのたびに調査が行われ、「調査報告書」がまとめられています。そこでは再発防止のための貴重な「提言」が行われています。

しかしそれらの「提言」は教育の現場で共有され、教訓として機能しているでしょうか。 私たちは、いじめによる自死事件をこれ以上出さないために、過去の「提言」に学びながら、あいち民研独自の見解も加えて新たな「提言」を取りまとめました。

その特徴の第 I は、いじめ防止のためにこれだけは知っていてほしい、実行してほしいというポイントに絞って提言したことです。多くの人に読んでほしいという願いが込められています。

第 2 の特徴は、今日のいじめの特徴の把握に努めたことです。いじめ防止対策推進法では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しています。しかし、いまだに「一方的」「継続的」「深刻な苦痛」がいじめの認定の基準に用いられることがあります。そのためいじめが見えにくくなり、いじめの早期発見を妨げています。いじめ認識の更新に努めました。

第3の特徴として、いじめ防止のための教育条件整備の必要性、いじめをなくすための社会全体の取り組みの必要を強調したことです。

あいち民研からの提言が、教育関係者の正しいいじめ認識、対処につながり、いじめで苦しむ子どもが一人でも減ることを願っています。

# Ⅰ 今日のいじめの特徴は-正しいいじめ認識を

いじめ被害にあった子どもは、そのつらさを一心に聴いてくれる他者がいなければ孤立感を深め、自分の存在価値がなくなったように思え、さらに周りの世界との断絶感が重なり、自死念慮がつのります。救済の手が差し伸べられないとき、いまかかえる辛さ・苦しさから逃れたいあまりに子どもは自死を決行します。これが「いじめ自死」と呼ばれる実態です。わたしたちは、子どもを苦しめ、子どもを愛する周りの人たちをも苦しめる「いじめ自死」事件をもう起こしてはならない・起こさせないという強い思いで、この「提言」をまとめました。

# ①「いじめが見えにくい」のは、被害者が言葉を失い、つらさを言い出せないからです

あいち民研が1994年の「大河内君事件」を調査・分析した結果、被害者は加害グループと付き合っているかのように振る舞っているがその内側で隷属状態になっていたことがわかっています。標的にされて孤立し、笑いと排除(無視)にさらされ、無力を思い知る。それが続くと、加害者の思うまま、精神的には奴隷に近い状態となってしまうのです。これが「透明化」と呼ばれるいじめ問題の特徴です。

最近は、SNS における攻撃も含めて、単発の「嫌がらせ・悪口」によっても一気に「透明化」に至る事例が多く出ています。いじめる子どもは、誰かを支配してあやつろうとすることで共通しています。いじめる子どもの多くがかつての「いじめられた子」であり、その「みじめだった」自分を打ち消すかのように「強さ」を示したくて、別の誰かを支配しようとする。こういう二重構造があります。

その背景には、①いじめる子ども自身が、「人」としての温かな支援や愛情をしっかりと注がれた体験が非常に乏しい場合や、②いじめの被害にあったときの心の傷を誰も聴き取ってケアしてくれなかったそのつぐないを別の人で代行しようとする場合もあります。また、③少子化が進み地域の遊び集団が崩壊し、他者と接する経験が幼少期から少ないこともあります。それだけ、自分とは違う者と対等に付き合い、自由に会話しつながる社会性が未発達であること、さらに競争意識の裏返しで誰かを格下にしておかないと不安であること、そして人権意識の基礎が不十分であることを物語っています。

いじめられる子どもは、相手の問題までかぶらされて攻撃を受けるために、言うに言えない苦しみをかかえます。親には心配をかけたくないので、それを家庭では出しません。保護者としては、子どもが学校に行き渋るとき、「行きたくない」と泣き出すときは、子どもの安全のために休ませることをためらわないで下さい。ただし、今後のために担任への連絡と対話は必要です。

### ② 子どもの発達段階を見た対応が必要です

幼児期には、つながる相手を作りたいのに強い調子の言動になって、それを「いじめられた」と受け取る例もあります。どの子も「友だちづくり」がうまくできない経験をくぐるので、いじめの訴えの基になっている子どもたちの関係性を双方からよく聴き取って対応することが大事です。関係する保護者どうしが対立し相手を攻撃することは、子どもの成長・発達を考え避けたいものです。

学童期以降に共通するのは、①競争や序列を意識して自分の強さを出そうとするために相手を支配してしまう行為、②友だち関係や保護者との関係で感情的にいらだってそれを身近な弱い存在にぶつける行為、③転入生や環境の違いのある相手に、からかいも込めて相手をおとしめる言動をする行為です。中学校では、複数の小学校から集まることによる対立・ぶつかり合いが、特定の弱い子どもへの攻撃となって現れます。また、自分を認めてもらいたい気持ちが屈折して誰かをいじめる場合もあります。

いずれの場合も、他者(クラスや学年の同級生あるいは下級生、部活の仲間、登下校のメンバーなど)を傷つける権利は誰も持っていないこと、いじめ行為は自分自身の人間という存在を踏みつぶす行為だということを、いじめている本人にきちんと伝える対話の指導がいじめの進行を防ぐカギです。

## ③ 集団性・一方性・継続性だけで「いじめ」を見るのをやめましょう

従来、いじめは「集団によって、一方的に、身体的・心理的攻撃が継続して加えられる」ものと捉えられ、今なお、この「いじめ」観が教育現場や教育行政の中にあります。そのため、一時的で単発の抑圧・攻撃によって被害者が深く傷ついていることが見逃され、教師側の「様子を見る」という対応で事態が悪化し、痛ましい結果になったケースも全国で多発しています。まず、集団性・一方性・継続性という特徴だけで「いじめ」認定をすることをやめて、単発に見えるトラブルであっても子どもの人権を守る立場から「何が起きているか」を見る必要があります。

# ④ 暴力的・継続的なものから不意を突くハラスメント的なものへのいじめの変化に注意 しましょう

集団で直接に攻撃するタイプのいじめが減って、個人どうしの間で、相手の不意を突くような嫌がらせやもの隠し、無視などが増えています。「いじめはしてはいけない」という意識が少しは働いているので、教師や集団に見えないように、単発で一時的に相手を攻撃する。しかしその子どもは遊び気分で行っていることが多く、「いじめ」の自覚は薄いのです。こうした突発型のいじめの背景には、何らかのプレッシャーあるいは不安をかかえている場合が多いので、このような場合にはいじめているその子どもに自分の行為を振り返らせる対話と問題を共有する指導が重要です。

## ⑤「いじめ」は相手への優位を示そうとする行為が生む抑圧や攻撃です

いじめは、どの子にも、どの年代にも起こりえます。他者に対して優位(上位)に立ちたい欲求をどの子どもも持ちやすいからです。その欲求を一時的にでも満たそうと相手を手段に使うことがいじめの特質です。乱暴な言葉、身体への攻撃、グループで個人を無視し、排除することなど、相手より上位に立つためなら、どんな手段でも使おうとします。

きょうだいどうしで比較されたり、勉強あるいはスポーツ等で友人と競わされたり、特定の進学校に入るために受験勉強に追い立てられたりすると、上位に立ちたい欲求に歪みを生じます。現代社会や学校では競争が日常化し、その序列の中で上位にいる者が高く評価される仕組みの下で、同時に人間の値打ちも上下関係でとらえられるかのような社会的観念が、子どもたちを追い込んでいます(「スクールカースト」とも呼ばれています)。こうした上下の序列関係から子どもたちを解放することが根本的な解決方向であることを、教師、保護者、市民はしっかりと見抜いていきましょう。

# Ⅱ いじめを生まない、減らすポイントー学校・教師への提案

I いじめを生まない学級づくり、学校づくり

### ○ 「標準」を前提にせず、一人一人の子どもから出発する

子どもは教師の鏡です。子どもが教師の言動をまねた結果、いじめにつながることがしばしばあります。教師や学校が考える「標準」に子どもを適応させるために、「標準」に至らない子を(見せしめ的に)叱ったりすると、学級の子どもたちもその子をばかにしたり、排除してもよいと「学んで」しまいます。特に成育歴上の困難、生活上の困難、障がいのある子等は、「標準」に合わせるのが難しいので、教師の叱責の対象にされがちです。その結果、学級から排除・攻撃のターゲットにされやすくなります。また、「標準」に合わせることが前提になると、ほとんどの子どもは教師や級友から「ダメ出し」されないことばかり考えて行動するようになります。こうなると、どの子であっても自己肯定感を育むのが困難になります。教師の考える「標準」から出発するのではなく、一人一人の子どもの願いや困り感などから出発して、その願いを実現し、さらに困り感を克服するためには、どんな授業や学級生活のルールを作ったらよいのかを、みんなで考えながら合意していくことが大切です。

## ② 教師が子どもに興味を持つ/子ども同士がお互いに興味を持てるようにする

近年、少子化や塾・習い事漬けの生活で、子ども同士の自由な関係づくりの場が減

り、子ども同士の関係が非常に希薄になっています。人間は、交流を通して他者と自己のことを知っていくので、こうした状況のもとでは、他者のことも自己のこともよくわからない子どもが増えてきます。そうなると、他者が「得体のしれない存在」となり、恐怖の対象になります。近年、「クラスの子が自分の悪口を言っているのではないか」「睨まれた」と感じて「いじめられている」と訴える子が増えてきました。他方で、交流が減った結果、他者を人格のある人として認識しづらくなり、他者をモノのように扱う光景を見かけることもあります。相手を人格のある人と捉えられなければ、いじめに発展する可能性は高まります。

これらを克服するためには、子ども同士がお互いを知り、理解することが必要です。そのために、まず教師が、子どもの言動に興味を持つことです。そして、子どもたちにも、「なぜ〇〇さんはこういう言動をするのだろうか」と問い、子どもがお互いの言動に目を向け、言動の理由を知ろうとするように励ますことが大切です。ここでいう言動は「荒れている」とか「変わっている」というようなことだけではなく、「いつも他人を注意している」「勉強ばかりしている」といった教師の価値観からしたらあまり問題がなさそうに見えることも含みます。子どもたちが、お互いの言動の背後にある生活や思いを知ることで、子どもたちは、他者理解とともに自己理解も深め、それぞれに人格を持つ人であることを理解するようになります。相手を人格のある人だと認識すれば、漠然とした恐怖の対象でもなくなるし、モノ扱いして「いじめる」こともできなくなります。さらに、自分を理解してくれる、励ましてくれる友達がいるという安心感があれば、他者を排除して結束することで自分の居場所をみつけようとすることも不要となります。

### ③ 些細な言動も見過ごさない

近頃は、生活環境や接している文化の影響で、「死ね」「カス」「ウザイ」「消えて」などの言葉を発する子どもをよく見かけます。ある子にとってはそれが日常なので、教師は「指導するほどのことではない」と考えるかもしれません。しかし、その言葉で生きるのが辛くなるほどひどく傷つく子どもがいることも頭に入れておく必要があります。そのような言葉を発する子どもの生活を理解しつつも、その言葉が他者に与える影響について考えさせることが必要です。逆に、暴力的な言葉に傷ついてしまう子どもも、その言葉を発してしまう子どもの生活背景について考えられるようになると、傷つかずに済むかもしれません。教師の指導を通して、子どもたちの発する言葉も変わってくるでしょうし、言葉を受け止める力も変わってきます。また、突然ズボンを下げたりするような行為も、教師は悪ふざけとして軽く見てはいけません。やる側はふざけたつもりでも、やられた側は、たとえその時は笑っていたとしても、内心では屈辱で学校に来たくなくなるほど傷ついているかもしれません。他者の人格を傷つけるような言動は、些細なものであっても見逃さず、粘り強く丁

寧に指導していくことが必要です。

# ④ 学校を楽しい場所に、子どもたちが自分たちで豊かにしていくことのできる場所に

子どもたちは自分たちの考えが聞き取られずに管理され、競争主義や習い事漬けでストレスだらけです。ストレス解消からいじめに発展するケースもあるでしょう。他方、楽しいことがたくさんあれば、「いじめなんかに時間と労力をかけるのはもったいない」と思うに違いありません。学校の授業も教科外の活動も楽しくする必要があります。楽しいといっても、その場限りの楽しみのことではありません。たとえば、授業では、「知ることって面白い」と思えること、「もっと知りたい」「自分から調べてでも知りたい」と思えること、「他者の考えを聴くことが自分の世界を深めたり、広げるたりするのに役立った」と思えるような楽しさです。正解主義の授業、「できた/できなかった」と比較され、評価される授業ではなく、自分の成長やお互いの成長が感じられる授業を作っていくことが大切です。

また、お楽しみ会などのレクレーションを自分たちで企画して実施する機会などを提供することが大切です。自分たちの学校生活を自分たちで豊かにしていくことができるのであれば、子どもたちはそのことに夢中になるのではないでしょうか。

## ⑤ 子どもに聴きながら、子どもの自己決定を促す学校に

何事も大人(保護者や教師など)が子どもの代わりに解決する傾向が強まっています。その結果、子どもが自分たちで考え、決定し、行動する機会が奪われています。大人は、小さなことでも、子どもたちに「どうしたいか」、「どうしたらよいか」を聴き、試行錯誤する機会(間違える機会、間違ってもやり直せる機会)を保障し、子どもたちをエンパワーしていくことが大切です。

#### 2 いじめ指導のポイント

### ① 子どもへの肯定的評価が「いじめ」をなくすカギとなります

では、どう変えていくのか。ポイントは、子どもの表現対象を見つけさせ、それを活動目標にすえることです。例えば、どの子にも出番を与え、活躍の場を作る。そうして仲間から認められる「自分認識」を、相手との上下関係に直接求めるのではなく自分の表現したいテーマに向けさせる。そのとき、子どもたちの実践に対して、「~しなくてはだめだ」という否定評価よりは、「~したことがよかったよ」と肯定評価に心がけることです。学級(クラス)の集団に対しても、「~ができない」というマイナス面ばかりを挙げないで、前進面・変容した面をしっかりと評価していくことが大切です。

## ②「ネットいじめ」は、実際の標的化の延長です

SNS でのいじめは、相手に知られない匿名性、相手の表情が見えないままに一方的に言葉を発する即時性をもち、特定の個人に嫌がらせや攻撃が集中しやすい Buzzing (蜂が巣に集まるような集団現象)に特徴があります。

思春期になると他人のアカウントを使うなりすましメールや隠語を使ったいじめメールなど、複雑な面はありますが、必ず標的にされている子どもがいますし、その標的に向けて攻撃をあおる裏グループがあります。

# ③「ネットいじめ」から救うには、Stop Block Help!(ストップ ブロック ヘルプ!)で 自分を守ることを教えましょう

初期の「からかい」「嫌がらせ」がいじめの 7 割近くを占めています。これらに対して、「やめてほしい」と言える権利意識を育て、「あなたは悪くない」と伝え、それでも続く場合には、SNS から思い切って外れる。さらに、傷ついているときには保護者、教師、外部の相談者などに訴えることは、自分を守るための「強い」行動だと理解させる指導が必要です。

## ④ 「別室指導」のもつ抑圧や「加害」のきめつけに配慮しましょう

「いじめられている」訴えがあったとき、まず別室でその子どもから詳しくその実態を聴き取ることはよく行われます。事実をつかみ、進行を食い止める初期対応のポイントです。これに対して、例えば、中学生・高校生の「なりすまし」による特定の子どもへの攻撃が発覚したときに、加害とされる子ども(たち)を分離してずっと「別室」で過ごさせ、加害を認めさせるやり方が取られることがあります。これが問題の「別室指導」です。これは学習権を奪うだけではなく、その子どもに「この学校には不要な存在」かと思わせる抑圧行為となります。

また、いじめの加害とされる子どもを校長権限で学校から分離させる対策は、「ゼロトレランス(非寛容)」と呼ばれる生徒指導のやり方の延長です。それは、加害とされる子どもにどのような指導と立ち直りの支援を行うかという教育とサポートの体制を伴わないと、単に見せしめ的にその子どもを現場から排除するやり方にとどまってしまいます。これでは、教育自体の敗北ではないでしょうか。子どもの成長を真ん中におく教育の回復と立て直しを教師と保護者・住民の連帯で行うことこそ、いじめ防止のカギなのです。

### ⑤ 「いじめ」をめぐって討論できる学級(クラス)に

「いじめ」は私的な関係で発生しているようでいて、子どもたちの集団の現象ですから、自分たちの公的な問題だという捉え方に立つ指導が、いじめ対応の正しいやり方です。

その意味で、子どもの自主・共同を基調にする学級づくりは、いじめを起こさせない人間関係を教える生きた道徳教育なのです。実践的には、氏名を伏せた感想・意見による「紙上討論」や、学級(クラス)で共同討議の上で人権ルール(子どもの権利条約を参考にする)を立てる取組みが、すでに行われています。

# Ⅲ いじめをなくすために学校に人とゆとりを-教育行政への要望

## ① 学校全体で日常的に子ども理解を深め、いじめの早期発見・防止に努めましょう

学校は子どもたちが日々、学習し人間として成長を図る場です。そこでは子どもたちの 安全・安心が保障されることが不可欠です。いじめは安全・安心を大きく損ねます。

いじめをなくすためには、I で示した正しいいじめ認識をもって子どもをきめ細かく見守り、問題と思われる兆候の早期発見に努め、その情報を教職員全体で共有することが必要です。「いじめ等対策委員会」のメンバーだけでなく非正規を含めたすべての教職員で情報共有の場を設けることが必要です。日常的に教職員が子どもたちの様子をフランクに話し合える環境を整え、気になることをすぐに共有し初期対応に結び付けましょう。いじめが発生した場合には各学校の「いじめ防止基本方針」にもとづいて組織的な対応をすることが必要です。問題を I 人で抱え込むことなく学校全体でいじめ問題にとりくみましょう。

### ② いじめに関する校内研修の充実を

年度当初には、各自治体・各学校の「いじめ防止基本方針」の内容を校内研修として必ず確認しましょう。保護者にも年度当初に学校の方針を説明しましょう。近年公表された代表的ないじめ自死事件等の調査報告書に関する研修会を実施し、過去の提言から学びましょう。子どもには、ホームルーム、道徳の時間などで、いじめは決して許されない行為であることと同時に各学校の「いじめ防止基本方針」を説明し、いじめが起きたときにどう SOS をだせばよいのか周知しましょう。

### ③ いじめを発見するためのゆとりを学校と教師に保障しましょう

いじめに関する理解を深め、いじめの早期発見に努め、教職員間で情報共有するためには、教職員に時間的なゆとりが必要です。教師の多忙化が子どもをじっくりと見ることを妨げ、いじめの発見を妨げる一因となっています。自死事件に関する報告書では教師が多忙のためにいじめの様々な兆候を見落としていたこと、その都度適切な対応を取らなかったことなどが厳しく批判されています。その対策として、国が定める教職員定数以上の教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど各種専門職員の配

置、教育補助員などを自治体独自で配置することが必要です。専門職員はできるだけ 正規の常勤職員として採用することが求められます。いじめをなくすために教育行政が 果たす役割は重要です。

# Ⅳ 子どもが大切にされる社会の実現を

### ① 子どもの権利条約の理念を学校・社会に

いじめ自死事件を起こさせないためには、子どもの権利があらゆる機会に守られる社会をみんなで築いていくことが大事です。その基本は、子どもの権利条約の 4 つの原則(「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」)を具体化することです。児童福祉法では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と同条約の精神を踏まえて子どもが守られることを求めています。そのうえで、私たちが取り組むべき以下の課題があります。

## ② あらゆる暴力や差別を許さない社会の実現を

テレビをつければ戦争の映像。考え方が違う場合に、大人社会では武力を使った暴力も許されるかのような姿を見せてしまっています。戦争は絶対に許されません。また、子どもの思想・信条に影響を与えかねない、大人社会における SNS による中傷や様々なハラスメント、政治家による人権を無視するような発言も許されるものではありません。新自由主義社会の中で自己責任=「自助」路線を強いる政治のあり方も、弱者いじめとして許されません。

### ③ 多様性を尊重する社会の実現を

日本国憲法第 13 条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・最大の尊重を必要とする」とされています。また、同 14条では、すべての国民は法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地で差別されないと宣言されています。しかし、日本国内では、女性や障がい者、外国にルーツをもつ方、多様な性の認識をもつ方などに対する差別や偏見が一掃されるには程遠い状況があります。誰もが暮らしやすい社会の実現は「いじめを許さない社会の実現」にもつながります。

### ④ 子どもがのびのび遊べる環境を

子どもたちが楽しそうに遊んでいると「うるさい」と言われてしまったり、「少子化」や財政難を理由に公園が撤去されてしまったりしてきています。子どもたちが屋外でのびのび遊べる環境をつくることで、心が解放されるとともに体も育ちます。また、子どもたちのための児童館や図書館などの公共施設、さらには地域の様々な「居場所」を拡充していくことも大切です。

## ⑤ 子どもたちが豊かに育つ文化、子ども主体の取り組みを

家庭の経済状況に拘わらず無償で鑑賞できる映画会、観劇会など文化的行事を地域で開催することで、子どもたちの心を豊かにしていきます。また、子ども実行委員会を組織してフェスティバルを行うなど、子ども自身が企画し準備も運営も担っていく。そして、その取り組みを通して、子どもたちが社会参加するやりがいを体感できるようにすることが大切です。

### ⑥ 請願権を発揮できる社会の実現を

日本国憲法第 16 条では国民の請願権を認めています。この請願権には年齢制限がありません。実際、地方や国に請願行動している中学生や高校生がいたり、政治的メッセージを発している高校生を主たるメンバーにする団体があったりもします。学校や社会に対する疑問を意見表明することができるとともに、ルールに基づいた政治活動は認められていることが広く人々の間で認識されることが求められます。

### ⑦ 子ども・若者に寄り添う相談機関の充実を

民法改正で 2022 年 4 月 1 日から 18 歳から「成人」と位置付けられました。18・19 歳の若者が自立して人生選択に挑む社会的権利が拡大された一方で、消費者金融や性風俗などからの様々な危険にさらされることにもなりました。危険にさらされる子どもたちの様々な疑問や不安のみならず、貧困・格差・社会的排除を背景とする子ども・若者の不安や困りごとに対しても相談に乗ってもらいたい要求があります。中には学校では相談しにくい内容もあります。地域にも適切に相談に応じてくれる機関とスタッフを拡充していくことが大切です。